



令和7年5月30日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 梅田 整

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 金澤 美保

(電話直通 03-6897-8092)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和7年4月分)について

令和7年4月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和7年4月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状 況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和7年4月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和6年度が22件、令和5年度が11件、令和4年度が3件、令和3年度が2件、令和2年度以前が34件、合計72件(市区町村において発生した9件、委託業者等が発生させた9件を含む)となっています。

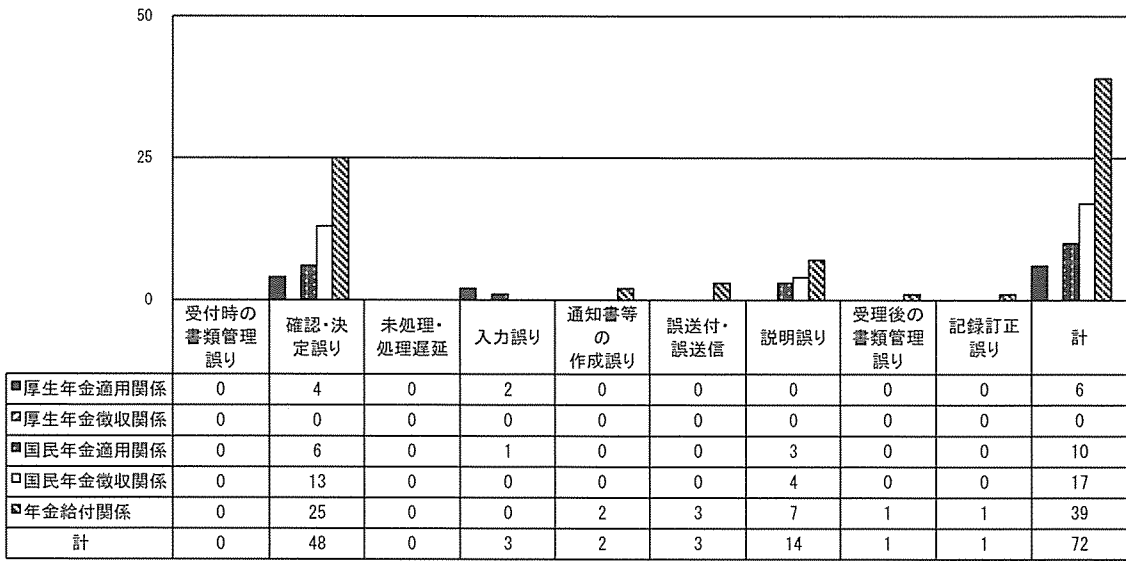
そのうち事案の概要が公表可能な56件について、一覧で事象をお示ししています。

〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

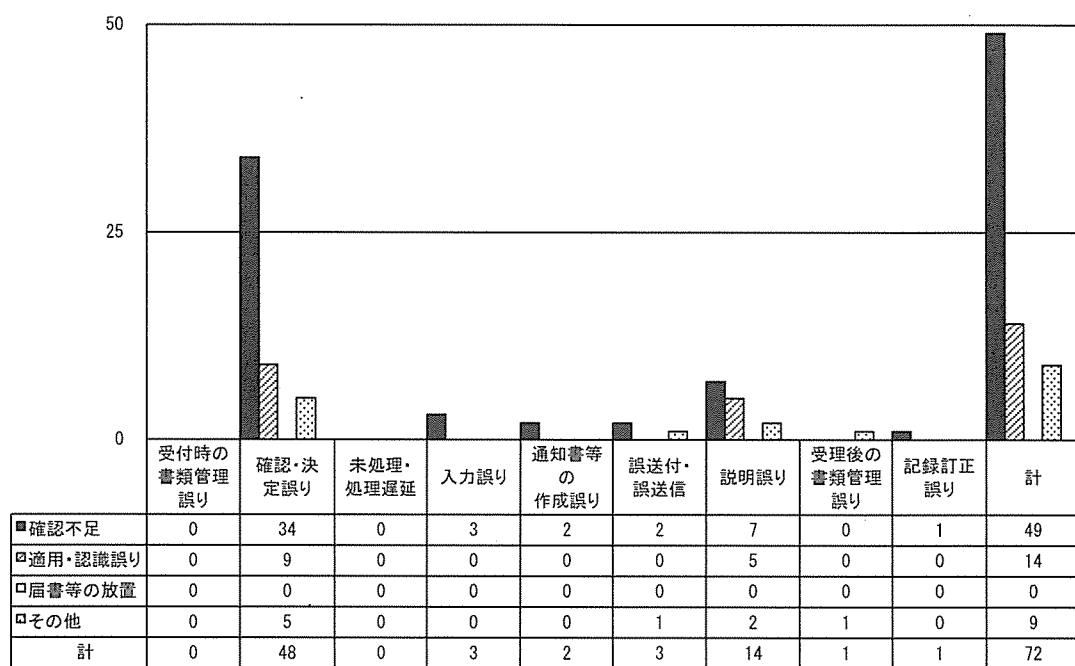
発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	
件数	21(1)	0	0	1	0	3(1)	1(1)	0	0	2(1)	1	1(1)	3	1	2	3(2)	11(4)	22(7)	0	72(18)
割合	29.1%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	4.2%	1.4%	0.0%	0.0%	2.8%	1.4%	1.4%	4.2%	1.4%	2.8%	4.2%	15.2%	30.5%	0.0%	100.0%
← 社会保険庁時代に発生 →																				

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

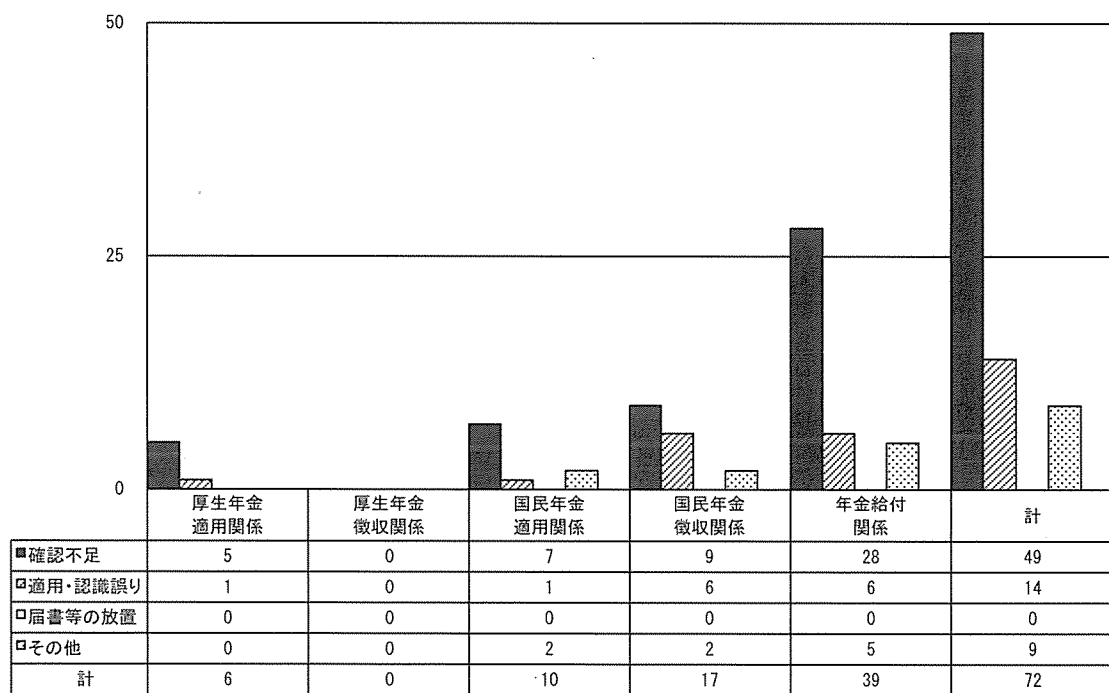
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



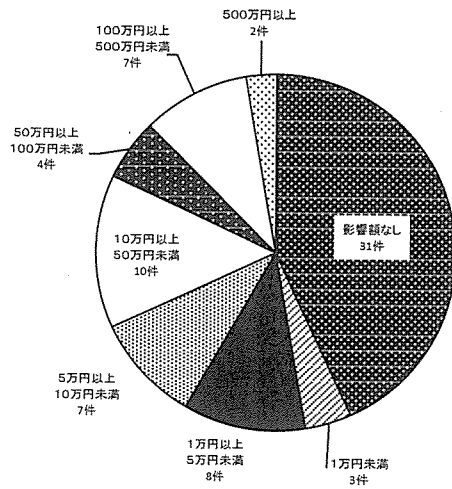
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

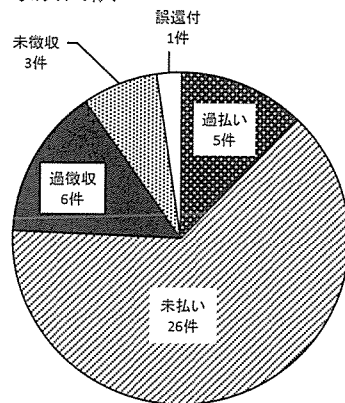


5 影響額別内訳



制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし	4	0	7	11	9	31
1万円未満	0	0	0	1	2	3
1万円以上 5万円未満	0	0	2	1	5	8
5万円以上 10万円未満	1	0	0	1	5	7
10万円以上 50万円未満	0	0	1	3	6	10
50万円以上 100万円未満	1	0	0	0	3	4
100万円以上 500万円未満	0	0	0	0	7	7
500万円以上	0	0	0	0	2	2
計	6	0	10	17	39	72

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	5件	1,095,731	219,146
未払い	26件	32,985,047	1,268,655
過徴収	6件	517,362	86,227
未徴収	3件	344,180	114,726
誤還付	1件	13,480	13,480
計	41件	34,955,800	852,580

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	47件	65.3%
外部	25件	34.7%
計	72件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和7年5月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	105,520件	607.7億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	1件	797万円	8,145件	22.6億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	1件	863万円	2,362件	20.1億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	1件	255万円	584件	4.2億円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	0件	0円	177件	3,615万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	96件	2.6億円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	0件	0円	2,403件	3.3億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	174件	1.1億円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	343件	5,474万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	58件	9,408万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	1,789件	1.3億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	58件	3,876万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	54件	2,808万円
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	1件	292万円	2,507件	26.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	100件	928万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	72件	1.3億円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	56件	4,212万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	98万円	123件	9,599万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	2件	478万円	2,016件	74.1億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	27件	318万円	26,999件	23.5億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	1件	731万円	1,303件	21.4億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	5件	1,541万円	1,741件	85.2億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	2件	38万円	86,702件	17.2億円
		過払い	0件	0円	5,618件	2,695万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	2件	253万円	293件	5.7億円
		過払い	0件	0円	282件	1.5億円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	16件	1,973万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	0件	0円	162件	2.9億円
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	未払い	0件	0円	43件	1.2億円
41	共済年金の年金額を考慮した遺族厚生年金等の支給調整誤り	未払い	2件	1万円	619件	1.5億円
		過払い	1件	3万円	348件	6,259万円
42	70歳以上の二以上事業所勤務被用者にかかる資格喪失届の処理誤りによる在職支給停止の解除漏れ	未払い	1件	985万円	137件	2.3億円
		過払い	0件	0円	1件	213万円
43	一時的に支払いを保留した年金の保留解除処理漏れ	未払い	7件	1億円	210件	13.7億円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35から37までは、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38から43までは、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和7年4月分の事務処理誤り一覧(1～8ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～6
2. 国民年金適用関係	2P	整理番号 7～13
3. 国民年金徴収関係	3P	整理番号 14～24
4. 年金給付関係	5P	整理番号 25～56

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要 (9～12ページ)

※一覧中の「影響区分」欄において、「なし」とあるのは、「過払い、未払い、過徴収、未徴収、誤還付」のいずれにも該当しないものです。

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2025年 1月20日	2025年 3月18日	○担当部署で確認したところ、資格取得届処理時の確認不足により、届出内容に必要な補正を行わずに処理をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
2	算定基礎届の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域事務センター	2024年 8月16日	2025年 2月3日	○お客様から問合せがあり、算定基礎届処理時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、算定基礎届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	538,541
3		確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年 8月13日	2024年 12月11日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届処理時の確認不足により、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
4	賞与支払届の誤り	入力誤り	広島	広島広域事務センター	2024年 12月24日	2025年 2月27日	○事業所から問合せがあり、委託業者の賞与支払届処理時の確認不足により、賞与額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者に対して、賞与支払届処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	過徴収	62,942
5	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2024年 2月20日	2025年 3月3日	○担当部署で確認したところ、被扶養者異動届処理時の確認不足により、対象者を誤って処理をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者異動届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6			岩手	花巻	2025年 1月31日	2025年 2月18日	○事業所から問合せがあり、被扶養者異動届処理時の確認不足により、資格確認書について誤って発行が不要と登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者異動届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

2. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
7	国民年金資格喪失届の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2025年 3月10日	2025年 3月14日	○担当部署で確認したところ、国民年金資格喪失処理時の確認不足により、誤った資格喪失年月日を入力していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
8		説明誤り	兵庫	西宮	2022年 6月27日	2025年 1月28日	○市区町村から連絡があり、市区町村の年金記録の確認不足により、不要な国民年金資格喪失の手続きを案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
9	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	室蘭	2022年 1月26日	2025年 2月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書処理時の確認不足により、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	17,320
10			福井	武生	2021年 12月20日	2024年 7月8日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書処理時の確認不足により、資格喪失予定年月日を誤って登録したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	17,210
11		説明誤り	大阪	淀川	2023年 3月14日	2024年 8月29日	○お客様から問合せがあり、市区町村による海外転入時の手続きの案内が漏れたため、国民年金強制加入期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
12			京都	京都西	2023年 5月23日	2024年 12月26日	○担当部署で確認したところ、市区町村による海外転入時の手続きの案内が漏れたため、国民年金強制加入期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
13	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2022年 4月12日	2024年 5月16日	○担当部署で確認したところ、国民年金種別変更届時の確認不足により、種別変更年月日を誤って登録したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	132,880

3. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
14	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2020年 2月18日	2025年 3月11日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間を法定免除として処理したため、保険料を誤って還付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	13,480
15			神奈川	相模原	2019年 1月18日	2025年 3月13日	○お客様から問合せがあり、市区町村の年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない対象者を法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
16			大阪	守口	1991年 6月27日	2024年 10月30日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間を法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
17			福岡	大牟田	2004年 4月12日	2025年 4月2日		1名	なし	0
18			石川	金沢南	2004年 1月13日	2024年 7月2日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除に該当していたにもかかわらず、不要な国民年金保険料免除理由消滅届を受付し、処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
19	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	説明誤り	千葉	松戸	2023年 5月28日	2024年 12月11日	○市区町村から連絡があり、市区町村の確認不足により、学生納付特例申請書の案内を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●市区町村に対して、学生納付特例申請書案内時の確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	249,180
20	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	福井	福井	2024年 10月2日	2025年 2月12日	○お客様から問合せがあり、口座振替納付申出書受付時の確認不足により、口座振替開始年月を誤って案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書受付時の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
21	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋西	2023年 10月18日	2023年 11月29日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、納付書の作成を漏らしたため、お客様の希望する月からの前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
22	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	大阪	八尾	2023年 10月25日	2024年 11月19日	○担当部署で確認したところ、延滞金納付書作成時の確認不足により、不要な納付書を送付したため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	50
23			長崎	長崎北	2012年 11月7日	2024年 8月21日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、不要な後納申出書を受付し、処理を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	87,600

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
24	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	本部	お客様サービス推進部	2025年 3月17日	2025年 3月28日	○お客様から問合せがあり、委託業者の確認不足により、国民年金控除証明書の作成依頼が必要であるにもかかわらず、処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対して、国民年金控除証明書の作成依頼時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0

4. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
25	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	1996年 5月8日	2024年 8月9日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	649,264
26		説明誤り	岩手	盛岡	2019年 10月23日	2024年 9月24日	○担当部署において確認したところ、年金相談時の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず請求の案内をしなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,626,458
27			千葉	千葉	2017年 3月30日	2024年 12月12日	○担当部署において確認したところ、街角の年金相談センターにおいて、年金相談時の確認不足から、共済組合が支給する老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず請求の案内をしなかったため、共済組合において年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ請求書を回付し、年金が決定されたことを確認しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、年金相談時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
28	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	東京	千代田	2020年 2月27日	2025年 1月14日	○担当部署において確認したところ、年金決定時の確認不足から、誤った共済組合期間で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	587,370
29			熊本	熊本東	2012年 10月11日	2024年 6月20日		1名	未払い	9,608
30	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	稚内	2004年 5月13日	2024年 11月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤った厚生年金記録で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,286,467
31			鹿児島	鹿児島南	1996年 8月1日	2024年 9月2日		1名	未払い	4,095,433
32			鹿児島	鹿屋	2004年 3月29日	2024年 7月30日		1名	未払い	6,507
33			東京	新宿	2008年 12月1日	2024年 11月25日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤った厚生年金記録で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,971,063
34			大阪	天王寺	1998年 4月12日	2024年 4月11日		1名	未払い	1,300,457
35			福井	武生	1997年 9月6日	2024年 12月23日		1名	未払い	1,888,058
36			宮崎	都城	1997年 7月23日	2024年 12月19日		1名	未払い	104,344

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
37	高齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	新潟	六日町	2007年 2月7日	2024年 12月12日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害基礎年金受給中のため法定免除とすべき期間を納付済期間としたまま高齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	42,281
38			愛知	昭和	1981年 11月26日	2024年 7月3日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金が免除とならない期間を免除期間として高齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	59,017
39			福岡	小倉南	1995年 8月10日	2023年 10月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金が免除とならない期間を免除期間として高齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	21,624
40	遺族年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	福島	平	1978年 6月22日	2024年 7月29日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤った厚生年金記録で遺族年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,387,544
41		説明誤り	滋賀	大津	2024年 11月12日	2025年 2月19日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が、年金相談時の確認不足から、短期要件の遺族年金の案内を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	26,072
42	障害年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害 年金センター	2024年 5月16日	2024年 10月15日	○担当部署において確認したところ、年金決定時の確認不足から、誤った受給権発生年月日で障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	49,691
43			本部	障害 年金センター	2024年 11月28日	2024年 12月26日	○担当部署において確認したところ、年金決定時の確認不足から、必要な停止処理を漏らしたため、障害年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	204,000
44		説明誤り	大阪	天王寺	2024年 5月29日	2024年 10月18日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、年金相談時の確認不足から、障害年金の請求について必要な案内を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、年金相談時に説明内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	68,000
45	再裁定の誤り	説明誤り	山形	新庄	2004年 5月25日	2024年 10月18日	○担当部署において確認したところ、記録訂正時の確認不足から、高齢年金の再裁定に必要な届出の案内が漏れ、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時に再裁定の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	286,472
46			島根	松江	2010年 11月26日	2024年 7月30日	○担当部署において確認したところ、記録訂正時の確認不足から、高齢年金の再裁定に必要な届出の案内が漏れ、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時に再裁定の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,700,028

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
47	年金の差押処理時の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2024年 6月15日	2025年 2月3日	○市区町村から問合せがあり、年金差押処理時の確認不足から、誤って他のお客様の年金について処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金差押処理時に対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	75,000
48	年金決定時の住所登録誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸北	2016年 8月12日	2024年 12月27日	○お客様から問合せがあり、住所変更届処理時の確認不足から、処理が完了していないにもかかわらず処理済みと誤認したため、年金生活者支援給付金請求書が未着となり、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、住所変更届処理時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	325,740
49	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	広島	三次	2025年 2月20日	2025年 4月16日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の確認不足から、誤った口座番号で処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に口座番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	296,127
50			埼玉	埼玉広域事務センター	2024年 11月19日	2025年 2月17日	○お客様から問合せがあり、受取機関変更届処理時の確認不足から、処理が完了していないにもかかわらず処理済みと誤認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、受取機関変更届処理時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	13名	なし	0
51	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	沖縄	浦添	2017年 8月23日	2024年 9月6日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合して老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	768,809
52	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	中央年金センター	2025年 2月20日	2025年 2月26日	○担当部署において確認したところ、通知書作成時の確認不足から、記載内容を誤って作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。正しい通知書を作成し、送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時に記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	7名	なし	0
53			本部	障害年金センター	2024年 6月8日	2024年 10月24日	○担当部署において確認したところ、障害年金の却下通知書作成時の確認不足から、記載内容を誤って作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい通知書を作成し、送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時に記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
54	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	岩手	花巻	2025年 1月23日	2025年 1月28日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足から、他のお客様の受付控を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●担当部署において、封入封緘時に送付物の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
55			神奈川	高津	2025年 3月10日	2025年 3月10日	○担当部署において確認したところ、街角の年金相談センターにおいて、交付時の確認不足から、他のお客様の受付控を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、交付時に対象者の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
56	年金給付関係書類の 管理誤り	受理後の書類管 理誤り	千葉	松戸	2024年 6月14日	2024年 12月24日	○お客様から問合せがあり、書類の管理不足から、委託社会保険労務士が、受付した書類を誤って廃棄していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度書類を受付し、処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は返付する必要があったが、この返付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)「三共済」についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があるが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にやっている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の給点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番41にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。 ○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、系統的に長短を比較し判定している。 ○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。 ○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。 ○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。 ○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。 ○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	○遺族共済年金・遺族厚生年金の受給権者となった妻が40歳以上の場合、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○寡婦加算は、遺族基礎年金を受け取れる間は支給停止されるが、子が18歳到達年度の末日に達したこと等により、遺族基礎年金が失権した場合は、支給停止の解除処理を行うことが必要となる。 ○また、共済組合員加入期間を有する方が亡くなった場合の寡婦加算については、支給要件(被用者年金の加入期間が20年以上あり、厚生年金の加入期間の方が長い)を満たしているかどうかを判定するため、正しい共済組合員期間を登録しておく必要がある。 ○しかしながら、旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様について、遺族基礎年金の失権に伴う寡婦加算の支給停止の解除処理が漏れ、また、正しい共済組合員期間が登録されなかったために、寡婦加算の未払いが生じた。

項番	事象	概要
41	共済年金の年金額を考慮した遺族厚生年金等の支給調整誤り	○65歳以上で、老齢厚生年金(退職共済年金を含む。以下同じ)及び遺族厚生年金(遺族共済年金を含む。以下同じ)を受給できる方は、老齢厚生年金を全額支給し、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額について支給停止することとされている。 ○共済組合が支給する退職共済年金又は遺族共済年金の年金額の確認が不十分であったことから、遺族厚生年金に未払い又は過払いが生じていた。
42	70歳以上の二以上事業所勤務被用者にかかる資格喪失届の処理誤りによる在職支給停止の解除漏れ	○適用事業所に勤務する70歳以上の被用者で、老齢厚生年金を受給する者は、給与・賞与の額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止となる。当該被用者が二か所以上の適用事業所に勤務する場合は、勤務する全ての適用事業所における給与・賞与の合算額により、支給停止額が計算される。 ○70歳以上の二以上事業所勤務被用者が一方の事業所を退職した場合や、新たに二以上事業所勤務被用者になった場合は、二以上該当・不該当にかかる入力処理を行う必要があるが、これらの入力を誤ったことにより、在職による支給停止額が正しく計算されなかった結果、老齢年金に未払い又は過払いが生じていた。
43	一時的に支払いを保留した年金の保留解除処理漏れ	○年金を受けている方に支払いを停止する事由が生じた場合、年金の過払いを防止するため、一時的に年金の支払いを保留する処理を行う。 ○当該事由の解消を確認した場合、正しい年金の支払いを行うため、併せて保留を解除する処理を行う必要がある。 ○しかしながら、この解除処理が漏れ、当該事由の解消後も年金の支払いが開始されなかったことから、年金に未払いが生じていた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。